四　第二号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

五　専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする。）

六　報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画及びその結果を公表する旨

2　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

第十九条を第三十四条とする。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第十七条第二項」に、「第五条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十八条第二項において」を「第三十三条第二項において読み替えて」に、「第十八条第一項第三号」を「同条第一項第三号」に、「第五条第一項第四号」を「法第五条第一項第四号」に、「第十四条第一項第五号」を「法第十四条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第九条第五項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項」に、「第十条第四項」を「第二十五条第四項」に、「第九条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十条第五項」を「第二十五条第五項」に、「第十一条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、同条第四項中「第十四条の」を「第二十九条の」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に改め、同条第五項中「第十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七条第一項中「この条において」を削り、同項第三号中「土地又は工作物」を「飛行場及びその施設」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十七条第三項第五号中「関係する地方公共団体」を「関係地方公共団体」に改め、同条に次の一項を加える。

4　地方防衛局長等は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条第一項及び第二項中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

　また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十六条を第三十一条とし、第十五条を第三十条とする。

第十四条第一項中「関係する地方公共団体」を「関係地方公共団体」に改め、同条を第二十九条とする。

第十三条中「第十七条」を「第三十二条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第一項中「第五条」を「第二十条」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

　また、当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に改め、同条第一項第一号中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「関係する地方公共団体」を「関係地方公共団体」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の方法）」に改め、同条第一項中「第八条」を「第二十三条」に改め、同条第五項中「関係する地方公共団体」を「関係地方公共団体」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項第二号中「関係する地方公共団体」を「関係地方公共団体」に改め、同項第四号中「当該地点（）の下に「次項において読み替えて準用する第七条第四項及び」を加え、同項第五号中「時間帯（）の下に「次項において読み替えて準用する第七条第四項及び」を加える。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第九条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第二十四条とし、第八条を第二十三条とする。

第七条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）」に改め、同条中「第十二条」を「第二十七条」に改め、同条第一号中「前条第四項第一号」を「前条第四項において準用する第五条第三項第一号」に改め、同条第二号中「前条第四項第二号イ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第二号イ」に改め、同条第三号中「前条第四項第二号ハ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第二号ハ」に改め、同条第四号中「前条第四項第三号イ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第三号イ」に改め、同条第五号中「前条第四項第三号ロ」を「前条第四項において準用する第五条第三項第三号ロ」に改め、同条第六号中「前条第四項第四号」を「前条第四項において準用する第五条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地方防衛局長等は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報及びその結果を最大限に活用するものとする。

第七条を第二十二条とする。

第六条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項本文の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十一条第三項」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第五項中「同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「選定項目として」と読み替えるものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を削り、同条を第二十一条とする。

第五条の見出しを「（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第一項中「当たっては」の下に「、計画立案段階以降の環境配慮の検討経緯等について整理した上で」を加え、「を把握しなければならない」を「のうち、不足するものについて把握し、整理しなければならない」に改め、同項第一号ニ中「対象飛行場設置等事業に係る区域」を「対象飛行場設置等事業実施区域」に改め、同号ト中「その他の」を「その他」に改め、同項第二号イ(1)中「気象、大気質、騒